

## 平成 29 年 第 2 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 6 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分
2. 開催場所 福富ゆうあい館 研修室
3. 出席委員 (30 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	6 番 渡辺清一 委員	8 番 小野愛子 委員
10 番 大曲昭太 委員	11 番 川崎 悟 委員	12 番 山口雪人 委員
14 番 中村康則 委員	15 番 吉岡保則 委員	16 番 山口八州男委員
17 番 稲富正信 委員	18 番 片渕秋正 委員	19 番 山崎春樹 委員
20 番 松尾和義 委員	21 番 角 眞人 委員	22 番 鐘ヶ江善三委員
23 番 竹下一彦 委員	24 番 中村勝郎 委員	26 番 石田義明 委員
27 番 永石幸人 委員	29 番 久原菊恵 委員	30 番 緒方昭久 委員
31 番 井崎陽子 委員	32 番 白武一正 委員	33 番 土井力雄 委員
35 番 本山法夫 委員	36 番 吉原春樹 委員	37 番 川崎 薫 委員
4. 欠席委員 (7 人)

5 番 島ノ江 薫 委員	7 番 木下善明 委員	9 番 溝口一博 委員
13 番 松尾利助 委員	25 番 溝口修一郎 委員	28 番 内野さよ子 委員
34 番 小柳眞佐美 委員		
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - (3) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (2 号) の承認決定について
  - (4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 農地法第 4 条の規定による届出について
業務連絡事項	(1) 第 3 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) その他
6. 農業委員会事務局職員

農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳壱		平田宰子

## 7. 会議の概要

事務局 ただいまより平成29年2月第2回白石町農業委員会総会を開会をいたします。  
まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局 どうもありがとうございました。

本日は、7番木下善明委員、それと9番溝口一博委員、それと5番の島ノ江薫委員、13番松尾利助委員、28番内野さよ子委員、すみません、前後しますけれども25番溝口修一郎委員、34番小柳眞佐美委員のほうから欠席する旨のご連絡をいただいております。なおまた、30番の緒方昭久委員より若干遅れますということでご連絡をいただいております。

出席委員は37名中30名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立をいたしておるところでございます。

以後、議事進行につきましては、規定に基づきまして会長よりよろしく申し上げます。

---

### 議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。  
3番の岩永廣康委員、4番の永松英昭委員を指名いたします。  
それでは、議事に入ります。

---

### 1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第19号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」、議題といたします。  
議案番号第19号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について。  
議案番号第19号でございます。権利の種類、使用貸借権設定。申請農地の表示、大字今泉字伊ヶ代〇〇番及び〇〇番、面積が2筆で7,105㎡でございます。貸付人、白石町大字今泉〇〇番地、伊ヶ代の〇〇さん〇歳、借受人、同じく白石町大字今泉〇〇番地、子の夫にあたられますけども〇〇さん〇歳でございます。耕作面積は、田12,090㎡、稼働力は男1名でございます。申請の事由、新規就農

する子の夫に対し使用貸借権の設定、期間が平成29年2月6日から平成33年2月5日でございます。借受人は13年農業に従事されており、これまで同様全ての農地について適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。  
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成と認め、議案番号第19号は申請のとおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第20号

議長 続きまして、議案番号第20号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第20号。権利の種類、所有権移転(売買)でございます。申請農地の表示、大字築切字藤兵エ搦〇〇番、田の411㎡でございます。譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、沖小路の〇〇さん〇歳、譲受人、白石町大字築切〇〇番地、西分一号、〇〇さん〇歳。耕作面積、田が12,063㎡、畑が84㎡、計の12,147㎡。稼働力、男1名、女1名。申請の事由、譲渡人及び双方の話し合いによる申請でございます。譲受人は40年農業に従事されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図、1ページをご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、1月10日に事務局と現地確認を行いました。申請地は狭小な田で耕作が不便であったことから、隣接する譲受人の農地との畦を無くして、譲渡人・譲受人それぞれが同じ作物を作付されておられました。譲受人は、現在米・麦を中心に約1.2haの農地を耕作されておられます。今後も周辺地域と協力して耕作されることを約束されており、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 何もないようですので、採決に入ります。

議案番号第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第20号は申請のとおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第21号

議長 続きまして、議案番号第21号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第21号。権利の種類、所有権移転（売買）でございます。申請農地の表示、大字横手字明治搦○○番、大字牛屋字恵比須搦○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、大字戸ケ里字二本杉○○番、○○番、大字坂田字二本松○○番、○○番、○○番、大字新明○○番、田の合計が21,258㎡、畑が55㎡、計の21,313㎡でございます。譲渡人、白石町大字坂田○○番地、坂田の○○さん○歳でございます。それと、譲受人、藤津郡太良町大字大浦丙○○番地、太良町の○○さん○歳でございます。耕作面積、田の26,119㎡、畑が48,139㎡、合計で74,258㎡でございます。稼働力でございます。男2名、女2名。申請の事由でございます。譲渡人の要望でございます。あと、図面が2ページから6ページまでになっています。あわせてごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、太良町の農地ですね、町外の方でいらっしゃいます。太

良町のほうの農業委員会にも要件等耕作面積、機械の保有状況等確認をいたしました。譲受人は太良のほうでも農業をされているということで、10年農業に従事されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し受理をいたしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長           これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番           ○番の○○です。地元農業委員として、1月25日に事務局と現地確認を行いました。このたびの売買は譲渡人の要望によるものであります。譲受人は太良町に在住されており、建設会社経営の傍ら、太良町内で山間部を中心に約5.3haの農地で営農されております。主な経営作物としては、キウイ、ミカン、デコポンということですが、一部平たん部において水稻作付もされ、作業受託にも取り組んでおられるとのことです。作業従事者については家族以外に農業専属の従業員がおられるほか、農業の繁忙期には建設会社従業員も臨時で従事されているとのことです。今回遠方からの入り作ということになりますが、トラクター、コンバイン等に加え、農機具の運搬用車両として3tトラック等を所有され、営農拠点として譲渡人所有の倉庫も借用されることとなっております。また、今後地域の取り決め、利用調整、水利調整を遵守して耕作されるとされていることから、今回の所有権移転については許可相当と判断いたします。ご審議をお願いします。

議長           ありがとうございました。  
                  これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。  
                  ございませんか。

(質問、意見なし)

議長           ないようですので、採決に入ります。  
                  議案番号第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長           ありがとうございます。  
                  全員賛成と認め、議案番号第21号は申請のとおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第22号

議長 続きますして、議案番号第22号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第22号。権利の種類、所有権移転（贈与）でございます。申請農地の表示、大字新拓〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の19,581㎡でございます。譲渡人、白石町大字新明〇〇番地、新明1A、〇〇さん〇歳でございます。譲受人、同じく白石町大字新明〇〇番地、子供さんの〇〇さんでございます。〇歳。耕作面積、42,582㎡。申請の事由でございます。子に対しての贈与でございます。相続時精算課税制度を適用されるということでございます。譲受人は5年農業に従事されており、全ての農地について適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。  
議案番号第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成と認め、議案番号第22号は申請のとおり当委員会で許可することに決定いたしました。

---

## 2. 農地法第4条の規定による許可申請について 議案番号第23号

議長 続きますして、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第23号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請について。  
議案番号第23号でございます。申請農地の表示、大字福田字郷東〇〇番、田の157㎡でございます。申請者、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移東、〇〇さ

ん、転用目的、宅地進入路及び駐車場でございます。転用の事由、現在の宅地進入路が県道武雄福富線から取りつけられておりますが、幅が狭く距離が長いため利用しづらい、そういうところで宅地進入路を宅地の西側の町道福田北部線に取りつけし、あわせて駐車場を整備したいという内容でございます。事業または施設の概要、宅地進入路、90㎡、駐車場67㎡、位置及び影響等、東側が宅地、西側が町道、南側は田、北側が宅地と畑、面積の検討は適当というところで取り扱っております。その他参考事項、見直しによる農振除外でございます。平成26年12月4日、決定公告がなされているところであります。

農地区分でございますけれども、第1種農地。農地区分の該当事項でございます。第2の1と書いてありますけれども、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地という位置づけでございます。それと、許可基準の該当項目でございますけれども、右のほうに書いてございます。既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るということでございますので、それに該当いたすというところで取り扱いをしております。

議案位置図の7ページから9ページのほうを合わせてごらんいただきたいと思っております。

以上、説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長           これについては、地元委員の補足説明をお願いします。

○番           ○番の○○です。地元農業委員として、1月31日、事務局と現地確認を行いました。申請者の宅地進入路は道幅が狭く、直接県道武雄福富線に出るため、安全に道路に出ることが難しく感じられます。今回の申請は、安全に自宅西側の道路に出るために行っております。区長及び生産組合長から同意を得ており、排水等周辺の農地への影響もないことからやむを得ないと判断されます。ご審議をお願いします。

議長           ありがとうございます。  
                  これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。  
                  ありませんか。

(質問、意見なし)

議長           ないようですので、採決に入ります。  
                  議案番号第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第23号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

3. 平成29年白石町農用地利用集積計画（2号）の承認決定について  
議案番号第24号

議長 続きまして、議案番号第24号「平成29年白石町農用地利用集積計画（2号）の承認決定について」、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第24号の農用地利用集積計画（2号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。

今回は8件となっております。

整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番。買い手、東深通、〇〇さん。売り手、東深通、〇〇さん。土地の表示、大字福吉字外籠〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆で5,200㎡、利用目的は米・タマネギ。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払時期は平成29年7月31日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は33,253㎡。認定農業者です。

整理番号2番。買い手、新拓、〇〇さん。売り手、西分二号、〇〇さん。土地の表示、大字新拓〇〇番、田の1筆で面積は1,212㎡、利用目的は米・タマネギ。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年2月28日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は77,649㎡。認定農業者です。

整理番号3番。買い手、南区、〇〇さん。売り手、東深通、〇〇さん。土地の表示は大字福富字福田搦〇〇番、田の1筆で面積は3,484㎡、利用目的は米・タマネギ。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年3月31日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は118,282㎡。認定農業者です。

整理番号4番。買い手、六府方区、〇〇さん。売り手、六府方区、〇〇さん。土地の表示は大字八平字新開〇〇番、畑の1筆で面積は3,954㎡、利用目的はタマネギ。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年3月31日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払い方法は佐賀県信用漁業組合連合会への振り込み。取得後の経営面積は108,597㎡。認定農業者です。

整理番号5番。六府方区、〇〇さん。売り手、六府方区、〇〇さん。土地の表示は大字八平字新開〇〇番、畑の1筆で面積は2,960㎡、利用目的はタマネギ。



所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年3月31日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払い方法はゆうちょ銀行への振り込み。取得後の経営面積は108,597㎡。認定農業者です。

整理番号6番。買い手、北区、〇〇さん。売り手、北区、〇〇さん。土地の表示は大字福富字北十三〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆で面積は1,611㎡、利用目的は米・麦・タマネギ。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年5月31日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円。支払方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は98,284㎡。認定農業者です。

整理番号7番。買い手、新明1A、〇〇さん。売り手、新明1A、〇〇さん。土地の表示は大字新拓〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆で面積は4,361㎡、利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年5月31日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は92,447㎡。認定農業者です。

整理番号8番。買い手、大町町、〇〇さん。売り手、内堤、〇〇さん。土地の表示は大字堤字堤〇〇番、田の1筆で面積は1,543㎡、利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成29年2月7日。支払期限は平成29年2月28日。10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払方法はゆうちょ銀行への振り込み。取得後の経営面積は149,855㎡。認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。2ページから5ページにかけて39件の計画が提出され、全てが賃借権設定となっております。そのうち新規が19件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが11件で、再設定は20件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは17件です。今回の利用権の総面積は185,384㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは2件、個人によるものが37件となっております。なお、今回の計画の中での未相続農地は7件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、39件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員は整理番号の27番のところで発言を控えていただきます。

それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

〇番 〇番〇〇ですけど、ずっと問題出ておりますけれども、単価、反当〇〇万円とか〇〇万円とか出ておりますが、何か理由はあるとは思いますが説明をお願いできないでしょうか。

○番 議長。発言よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

○番 ○番の〇〇です。2ページ目の、整理番号が2番の10 a 当たり〇〇万円のところですけど、私は、20年来この横を耕作しているのですが、こんなに単価が安いのは第1にここは裏作ができない一帯であって、七夕コシヒカリだけしか作っていないところですよ。なぜ裏作ができないかという、7月の梅雨と、3月の菜種梅雨の大雨のときに、地形的に御大典というところから水が大量にこの一角に流れてきて、道路が何とか分かるほど水が溜まる一帯なので、基本的には、大豆とかは減反しないで米の単作だけつくるという地区の取り組みがあります。第2に、一筆一筆の面積が少な過ぎて、ここはパイプラインが2人に1本です。それで私のところなんかは4人でパイプラインが1本です。私は、パイプライン1本で4人前を全部引き受けてつくっており、当初はもう代かきも隣の分までして、あぜを1つ減らしてという感じで耕作をしているところです。最後に、〇〇さんの農地は夏場にパイプラインから水をくんでも、どこからか水が漏れて溜まりにくいことです。誰がつくっても漏れるんです。80歳代の方が言われるんですけど、「石が入っているから田を中干したら水がたまらない。自分は以前から小水路から水を汲んでいた。」と言われました。干拓地にする前は、そこが漁業者の船着き場の通り道だったという話もあり石が多いのかもしれませんが。近くの方も、「私のところもパイプラインを使っているが、何か知らんけど全体に水が行かないから、小水路から水を汲んでいる。」と言われていました。地域のつくっている人しかわからない事ですけど、そういうことで反当〇〇万円とはなっていると思います。以上で説明を終わります。失礼します。

○番 事務局にお願いですけど、ここにも備考があるので、ここに耕作不便地とか、何かちょっと書いてくれたら、もう質問しないでよくなるので、そこらへんのことを何かできないでしょうか。

事務局 わかりました。そしたら、こういう特別な単価があったときは備考欄のほうに一言入れるか、事務局のほうでも検討したいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成と認め、議案番号第24号は原案のとおり当委員会で承認することに決定をいたします。

---

4. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について  
議案番号第25号～議案番号第29号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」、議題とします。  
議案番号第25号から議案番号第29号まで農地の売り渡し希望に関する案件です。一括して説明を求めます。

事務局 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望でございます。  
議案番号第25号。申出農地の表示、大字新拓〇〇番、田、4,024㎡、同じく大字新拓〇〇番、田の4,641㎡、計の8,665㎡となっております。農振農用地区域内でございます。あっせん申出者、白石町大字新拓〇〇番地、新拓1号の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第26号。申出農地の表示、大字新拓〇〇番、田の5,917㎡でございます。農振農用地区域内でございます。あっせん申出者、白石町大字新拓〇〇番地、新拓3号の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第27号。申出農地の表示、大字八平字八平〇〇番、畑の4,728㎡でございます。農振農用地区域内でございます。あっせん申出者、白石町大字八平〇〇番地、南区の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第28号。申出農地の表示、大字深浦字安兵エ捌〇〇番、田の3,751㎡、同じく大字深浦字安兵エ捌〇〇番、田の82㎡、同じく大字深浦字安兵エ捌〇〇番、畑の147㎡、ここは台帳は畑になっておりますけれども、現況は田という状況でございます。農振農用地区域内。あっせん申出者、白石町大字深浦〇番番地、室島の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第29号。大字八平字新開〇〇番、畑の4,161㎡。農振農

用地区域内でございます。あっせん申出者、小城市芦刈町大字下古賀〇〇番地、小城市の〇〇さんでございます。

以上でございます。あっせん委員さんの審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、あっせん委員の選任をよろしくお願ひします。  
議案番号第25号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番の2つともですね。  
それから、議案番号第26号。

〇番 これも一緒に、〇番と〇番。

議長 〇番と〇番。  
議案番号第27号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。  
それから、議案番号第28号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。  
それから、議案番号第29号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。  
それでは、もう一度確認いたします。  
議案番号第25号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員、2つともですね。それから、議案番号第26号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員。議案番号第27号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員。議案番号第28号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員。議案番号第29号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員。

そうしたら、事務局から担当を言っていただきます。

事務局 担当を事務局より申し上げます。

議案番号第25号〇〇、議案番号第26号が〇〇、議案番号第27号が〇〇、それから議案番号第28号が〇〇、それから議案番号第29号が〇〇でございます。  
以上、よろしくお願いいたします。

---

議長        これで議案は終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局        (事務局より報告事項を行う)  
                 1. 合意解約の報告  
                 2. 農地法第4条の規定による届出について

議長        続いて、業務連絡事項に移ります。

事務局        (事務局より業務連絡事項について説明)  
                 1. 第3回農業委員会総会の日時及び場所  
                 2. その他

議長        それでは、本日の総会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

閉会時刻        9時50分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員